

横浜市立大学大学院生命医科学研究科通則

(組織)

第 1 条 生命医科学研究科（以下「本研究科」という。）に次の専攻を置く。

生命医科学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

(目的)

第 2 条 本研究科の目的は、ポストゲノム時代に対応できる研究開発能力を持った人材を育成するために、革新的な計測技術を駆使した生物学の新分野として原子・分子レベルでの生命医科学の確立を目指すこととする。したがって、「原子・分子レベルでの定量的かつ技術的な思考法」を基盤とし、「医科学への応用展開力」を身につけた人材の育成を重視して教育研究を行う。

(入学者の選考)

第 3 条 入学者の選考方法、時期、合格判定等は本研究科教授会において決定する。なお、合格判定については本研究科運営会議に委任できるものとする。

2 大学院学則第 8 条第 4 項により、学期の区分に従い学年の途中で入学させるときは、次の基準を全て満たしている場合に限るものとする。

- (1) 外国人留学生であること。
- (2) 国費、または国費に準ずる奨学金の授与が入学前に確定していること。

(単位)

第 4 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(指導教員)

第 5 条 学生の授業科目の履修及び学位論文の作成等に対する指導のため、学生ごとに指導教員を置く。

- 2 指導教員は、主指導教員 1 名及び副指導教員 2 名以上を置くものとする。
- 3 本研究科長は、本研究科教授会の議を経て、主指導教員及び副指導教員を指名する。

(他大学の大学院等における授業科目の履修及び研究指導)

第 6 条 学生は、学長が研究上必要と認めるときは、他大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目を履修すること又は他大学の大学院若しくは研究所（外国の研究所を含む）等（以下「他大学院等」という。）において必要な研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、原則として 1 年を超えないものとする。

- 2 前項により修得した単位及び本研究科入学前に修得した単位については、博士前期課程においては 8 単位を上限として、博士後期課程においては 2 単位を上限として、横浜市立大学大学院学則第 15 条第 1 項又は第 2 項に定める修了の要件における単位として算入することができる。

- 3 「横浜市立大学国際総合科学部・国際教養学部・国際商学部・理学部及びデータサイエンス学部学生の大学院授業科目の履修に関する規程」に基づき、本研究科入学前に本研究科での授業科目を履修した場合は、10単位を上限として、横浜市立大学大学院学則第15条第1項に定める修了の要件における単位として参入することができる。ただし、前項により修得した単位がある場合は、前項により修得した単位を含めて10単位を上限とする。

(他研究科等における授業科目の履修及び研究指導)

第7条 学生は、学長が研究上必要と認めるときは、横浜市立大学の他研究科（他専攻を含む）の授業科目を履修すること又は必要な研究指導を受けることができる。

- 2 前項により修得した単位については、前条第1項により修得した単位と合わせて、博士前期課程においては8単位を上限として、博士後期課程においては2単位を上限として、横浜市立大学大学院学則第15条第1項又は第2項に定める修了の要件における単位として算入することができる。

(成績評価)

第8条 成績の評価は、試験の結果、出席状況、必要に応じて報告書、論文等を総合的に判断して行い、60点以上を合格とし、授業科目の所定の単位を与える。

- 2 成績の評価と点数の関係は、次のとおりとする。

秀（S A）：90点～100点

優（A）：80点～89点

良（B）：70点～79点

可（C）：60点～69点

不可（D）：59点以下

- 3 他大学院等において修得した単位につき、評価基準が明確に判断できない場合は、所定の単位に評価を付けず認定と表記する。

- 4 成績の評価に関して疑問がある学生は、成績確認の申立てをすることができる。

- 5 成績確認の申立てに関し必要な事項は、別に定める。

(転研究科、転専攻)

第9条 本研究科長は、本研究科学生が本学大学院の他の研究科に転科を志望する旨を申し出たときは、本研究科教授会の議を経て、これを許可することができる。

- 2 本研究科長は、本研究科への転科を志望する者があるときは、本研究科教授会の議を経て、許可することができる。

(学位論文の審査)

第10条 本研究科教授会は、学位論文審査のため、審査部会を設ける。

- 2 学位論文の審査に必要な事項は、「横浜市立大学大学院生命医科学研究科修士の学位審査に関する内規」及び「横浜市立大学大学院生命医科学研究科博士の学位審査に関する内規」に定める。

(教育職員免許状)

第11条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を取得しなければならない。

免許状	免許教科
中学校教諭専修免許状	理科
高等学校教諭専修免許状	理科

(その他)

第 12 条 この通則に定めるもののほか、本研究科に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この通則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 9 月 30 日改正)

この通則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 11 月 26 日改正)

この通則は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 27 日改正)

この通則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

新 旧 対 照 表

(規則等名称) 横浜市立大学大学院生命医科学研究科通則

現 行	改 正 案
<p>横浜市立大学大学院生命医科学研究科通則</p> <p>(第1条～第5条省略)</p> <p>(他大学の大学院等における授業科目の履修及び研究指導)</p> <p>第6条 学生は、学長が研究上必要と認めるときは、他大学の大学院(外国の大学院を含む)の授業科目を履修すること又は他大学の大学院若しくは研究所(外国の研究所を含む。)等(以下「他大学院等」という。)において必要な研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、原則として1年を超えないものとする。</p> <p>2 前項により修得した単位及び本研究科入学前に修得した単位については、博士前期課程においては8単位を上限として、博士後期課程においては2単位を上限として、横浜市立大学大学院学則第15条第1項又は第2項に定める修了の要件における単位として算入することができる。</p> <p>3 「横浜市立大学国際総合科学部学生の大学院授業科目の履修に関する規定」に基づき、本研究科入学前に本研究科での授業科目を履修した場合は、10単位を上限として、横浜市立大学大学院学則第15条第1項に定める修了の要件における単位として参入することができる。ただし、前項により修得した単位がある場合は、前項により修得した単位を含めて10単位を上限とする。</p> <p>(第7条～第12条省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>	<p>横浜市立大学大学院生命医科学研究科通則</p> <p>(第1条～第5条省略)</p> <p>(他大学の大学院等における授業科目の履修及び研究指導)</p> <p>第6条 学生は、学長が研究上必要と認めるときは、他大学の大学院(外国の大学院を含む)の授業科目を履修すること又は他大学の大学院若しくは研究所(外国の研究所を含む。)等(以下「他大学院等」という。)において必要な研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、原則として1年を超えないものとする。</p> <p>2 前項により修得した単位及び本研究科入学前に修得した単位については、博士前期課程においては8単位を上限として、博士後期課程においては2単位を上限として、横浜市立大学大学院学則第15条第1項又は第2項に定める修了の要件における単位として算入することができる。</p> <p>3 「<u>横浜市立大学国際総合科学部・国際教養学部・国際商学部・理学部及びデータサイエンス学部学生の大学院授業科目の履修に関する規程</u>」に基づき、本研究科入学前に本研究科での授業科目を履修した場合は、10単位を上限として、横浜市立大学大学院学則第15条第1項に定める修了の要件における単位として参入することができる。ただし、前項により修得した単位がある場合は、前項により修得した単位を含めて10単位を上限とする。</p> <p>(第7条～第12条省略)</p>

<p>この通則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 25 年 9 月 30 日改正）</p> <p>この通則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する</p> <p>附 則（平成 26 年 11 月 26 日改正）</p> <p>この通則は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する</p>	<p>附 則</p> <p>この通則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 25 年 9 月 30 日改正）</p> <p>この通則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 26 年 11 月 26 日改正）</p> <p>この通則は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則（平成 31 年 3 月 27 日改正）</u></p> <p><u>この通則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------